

令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金(以下「支援金」という。)は、光熱費(電気・ガス料金)の高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な教育・保育を実施している保育所等を支援するため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付の要件)

第2条 支援金は、別表の交付対象及び交付要件に該当する場合に交付することができるものとする。

(対象期間)

第3条 支援金の対象期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 支援金の交付額は、別表の交付額の算定方法に基づき算定した額とする。

(申請手続)

第5条 支援金の申請は、次の各号により行うものとする。

(1) 別表の交付対象(1)及び(2)に掲げる施設(以下「対象施設」という。)が行う場合

対象施設の設置者は、令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)(様式第1)を知事が別に定める日までに提出するものとする。

(2) 別表の交付対象(3)に掲げる別に定める市町村が行う場合

別に定める市町村の長は、令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金交付申請書(様式第2)を知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 知事は、申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をする。

2 第5条第1号に係る交付の決定の通知は、支援金を交付すべきものと認められた対象施設の設置者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)(様式第1)を対象施設の設置者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認めるときは、令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3)により支援金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 知事は、支援金の交付をした場合において、支援金の交付の申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) この要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(計画変更の承認)

第8条 別に定める市町村の長は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更交付申請書(別紙様式4)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、提出の時期については、別に定める。

(実績報告)

第9条 この支援金の事業実績報告は、次の各号により行うものとする。

- (1) 対象施設が行う場合

規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)(様式第1)をもって代えるものとする。

- (2) 別に定める市町村が行う場合

別に定める市町村の長は、事業が完了したときは、令和6年度愛知県保育所等光熱費高騰対策支援金実績報告書(様式第5)を、関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

(調査)

第10条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた対象施設の設置者及び別に定める市町村の長は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

別表

区 分	内 容
1 交付対象	<p>(1) 保育所、認定こども園（幼稚園型を含む。）、幼稚園（新制度移行園）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 ただし、別に定める市町村に所在する施設、国、都道府県又は市町村が設置する施設を除く。</p> <p>(2) 利用児童に対して継続して保育を実施している認可外保育施設（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、大府市、岩倉市及び豊明市に所在する施設並びに市町村が設置する施設を除く。）</p> <p>(3) 別に定める市町村</p>
2 交付要件	<p>「1 交付対象」の（1）及び（2）については、それぞれに掲げる施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合に、支援金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>(1) 令和6年10月1日時点において、愛知県内に所在していること。</p> <p>(2) 交付申請日以降、施設を利用する児童に対して、教育・保育を継続して実施していること。</p> <p>(3) 令和6年度において、光熱費（電気・ガス料金）の高騰による影響分について、事業者が負担していること。</p> <p>「1 交付対象」の（3）については、次の各号のいずれにも該当する施設を支援する場合に、支援金の交付を受けることができるものとする。</p> <p>(1) 保育所、認定こども園（幼稚園型を含む）、幼稚園（新制度移行園）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のいずれかの施設であること。（国、都道府県又は市町村が設置する施設を除く。）</p> <p>(2) 令和6年10月1日時点において、自市町村内に所在していること。</p> <p>(3) 交付申請日以降、施設を利用する児童に対して、教育・保育を継続して実施していること。</p> <p>(4) 令和6年度において、光熱費（電気・ガス料金）の高騰による影響分について、事業者が負担していること。</p>
3 対象経費	教育・保育に要する光熱費の高騰分
4 交付額	<p><交付額の算定方法></p> <p>「1 交付対象」の（1）及び（2）については、対象施設の令和6年10月1日時点の認可定員数（認可外保育施設にあっては、入所定員数）に1,000円を乗じて得た額とする。</p> <p>「1 交付対象」の（3）については、総事業費と対象施設の令和6年10月1日時点の認可定員数に1,000円を乗じて得た額を比較して低い額とする。</p>